

上智大学祖師谷国際交流会館運営取扱要領

制定 2012年（平成24年）4月1日
改正 2018年（平成30年）2月1日
2019年（令和元年）10月1日
2020年（令和2年）5月1日
2023年（令和5年）5月16日

（趣旨）

第1条 この取扱要領は、上智大学祖師谷国際交流会館（以下「会館」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

2 寮生は、この取扱要領を遵守しなければならない。

（会館の入寮資格）

第2条 会館に入寮する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）单身棟 本学に在籍する正規生、交換留学生、ノンディグリー生又は研究生
- （2）夫婦棟・家族棟 本学教職員又は家族（配偶者及び子どもに限る。）を伴う既婚留学生
- （3）その他学生センター長が認めた者

（入寮期間）

第3条 入寮期間は2年を超えない範囲で学生センター長が指定した期間とする。ただし、学生センター長が適当と認める者については、入寮期間を更新することができる。

2 前項但書の更新基準については、別に定める。

3 入寮許可の更新申請は定められた期間のみ受け付ける。

（入寮申請）

第4条 会館への入寮を希望する者は、本学ホームページに掲載されている募集要項に従い、指定された期間中のみ行う。

（入寮許可）

第5条 入寮の許可は、選考を経て学生センター長が行う。

2 寮生の居室は、学生センター長が指定し、寮生が居室を希望又は指定することはできない。

3 寮の運営管理上必要と認められる場合には、入寮後に学生センター長は居室の移動を命じることができる。

（入寮手続等）

第6条 入寮を許可された者は、所定の入寮手続きを行うとともに、次条に定める入寮に係る費用を納入しなければならない。

（寮費の支払い）

第7条 寮生は入寮に際して、入寮手続きの際に定められた期日までに、入寮費及び当該月の寮費を支払わなければならない。

2 寮費は別表1に定めるとおりとし、毎月の支払い期限までに当該月分を支払わなければならない。

3 支払われた入寮費及び寮費は返還しない。

4 单身棟の入寮許可期間31日以内の寮費は別表2に定めるとおりとし、单身棟の入寮許可期間32日以上の入退寮月の寮費は別表3に定めるとおりとする。

5 寮費については、前項に定めるもの以外の割引料金は設けない。

（入寮許可の取消）

第8条 入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当するとき、学生センター長が入寮の許可を取り消す。

（1）正当な理由なくして、所定の期日までに入寮しないとき。

（2）入寮申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき。

（寮生の遵守事項等）

第9条 寮生は、会館の利用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

（1）入寮許可時に定められた居室（以下「居室」という。）に他人（同居を許可された者を除く。以下本条において同じ。）を宿泊させないこと

（2）居室（居室の設備・備品等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を転貸しないこと。

- (3) 居室及び会館の共用の施設、設備・備品等を常に良好な状態で使用し、許可なく、その目的外に使用し、又は工作を加えないこと。
- (4) 火災その他の災害の予防に努め、それらの原因となる行為をしないこと。
- (5) 防火、衛生、施設の保全等管理上の必要から、本学が実施する居室の立入りに従うこと。
- (6) 会館内に加え、近隣の広場や公道での長時間滞在、大きな声での会話その他迷惑行為等を慎むこと。
- (7) 政治活動、賭事、商行為、募金活動を行わないこと。
- (8) ペットの飼育をしないこと。
- (9) その他施設の保全及び会館の目的達成のため本学が定めるところに従うこと。

2 前項各号に掲げる事項の他寮生が遵守すべき事項については、第5条に規定する入寮許可の際、寮生に周知し、遵守の徹底を図る。

(届出及び損害賠償)

第10条 寮生は、会館の施設及び設備・備品等を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を届け出なければならない。

2 寮生は、故意又は過失により、前項に規定する破壊若しくは破損、又は紛失により損害を生じさせた場合、その損害を賠償しなければならない。

(入寮日及び退寮日)

第11条 入寮期間開始時の入寮日は、春学期は4月、秋学期は9月(詳細は年度ごとに学生センター長が定める。)とする。

2 入寮期間満了時の退寮日は、春学期は9月10日、秋学期は3月20日とする。ただし、交換留学生については別に定める。

3 前二項にかかわらず、学生センター長は入寮日及び退寮日を指定することができる。

(退寮手続き)

第12条 寮生は、退寮しようとする場合、退寮前に所定の退寮手続きを行わなければならない。

2 寮生は、第11条第2項に定める入寮期間の満了日(学生センター長が退寮日を指定している場合は当該日)までに退寮しなければならない。

3 寮生は、次条による退寮処分を受けた場合は、その日から起算して2週間以内に会館から退寮しなければならない。

4 入寮期間内に途中退寮を希望する場合は、退寮希望日の1ヶ月前までに事務室に退寮届を提出しなければならない。

5 事務室に退寮届を提出した日が退寮希望日の1ヶ月前を経過している場合には、退寮届の提出日から起算して1ヶ月後を退寮日とし、別表1又は別表3に基づき寮費を支払わなければならない。

6 退寮する者は寮内に私物を残置してはならず、私物を処分するために要する費用は退寮する者自身が負担する。

7 本学は、寮生が退寮する場合、次の対応をとることができる。

(1) 管理者が退寮前に居室の確認を行い、破損・汚損等が見つかった際は原状回復費用を退寮する者に請求すること。

(2) 残置物があった場合、当該残置物に対する所有権については退寮する者が自ら放棄したものとみなして処分すること。この場合において、処分に要した費用は退寮する者に請求すること。

8 寮生は、退寮に際し、本学に対して、居室及び造作設備について支出した諸費用の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の金銭請求をすることはできず、かつ、居室内に寮生の費用をもって設置した造作設備の買い取りを請求することはできない。

(退寮処分)

第13条 学生センター長が、入寮期間中に寮生が次の行為を行ったと判断した場合、退寮処分とする。

(1) 入寮に際して、入寮費及び所定の寮費を期日までに支払わないとき。

(2) 月々の寮費について連続して3ヶ月以上支払いが滞ったとき。

(3) 第9条第1項に規定する遵守事項のほかこの取扱要領に違反する行為をしたとき。

(4) 第10条第2項に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。

(5) 会館内の共同生活の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

(6) 会館内の風紀を著しく乱す行為をしたとき。

(7) 病気その他保健衛生上の事由により、会館での共同生活に適さないと認められるとき。

(8) 会館内、会館外に限らず、違法行為を行ったとき。

- (9) 学則による処分を受けたとき。
 - (10) 公序良俗に反する行為をしたとき。
 - (11) 本学寮生として相応しくない行為が認められたとき。
 - (12) 入寮資格を失ったとき。
 - (13) その他、会館の管理・運営に重大な支障があると認める行為をしたとき。
- (共用施設等の利用)

第14条 寮生又はその他の者は、所定の利用手続きを経て、会館の共用の施設又は設備・備品等を利用することができる。

(居室への立入り)

第15条 学生センター長が管理上必要と認めたときは、寮生の居室に寮生以外の者が寮生の事前の了承なしに立入る場合がある。

(禁煙)

第16条 会館は全域禁煙とし、かつ、寮生は周辺の路上での喫煙及び近隣の迷惑になるような喫煙をしてはならない。

(国際交流)

第17条 国際理解の推進及び国際協調の精神の醸成を目的として寮生相互の交流及び寮生その他学生と地域住民、ボランティア等との交流その他国際交流を深めるための活動を実施する。

(リビング・グループ)

第18条 本会館においては、多様な人間関係と国際交流を促進するためのリビング・グループ制度を設ける。

2 リビング・グループ制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(取扱要領の改廃)

第19条 この取扱要領の改廃は、学院の定める手続きによる。

附 則

この細則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2018年（平成30年）2月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2020年（令和2年）5月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2023年（令和5年）5月16日から改正、施行し、2023年（令和5年）4月1日から適用する。

[別表1 祖師谷国際交流会館寮費]

	寮費 (月額)	入寮費		日割り単価 (日額)	光熱水費 インターネット利用料
		入寮許可期間 6ヶ月以上	入寮許可期間 6ヶ月未満		
単身棟	45,000円	45,000円	45,000円	なし	寮費に含まれる
夫婦棟	63,000円	63,000円	31,500円	2,100円	インターネット利用料は寮費に含まれる 光熱水費は実費（入居者が供給会社と契約）
家族棟	72,000円	72,000円	36,000円	2,400円	インターネット利用料は寮費に含まれる 光熱水費は実費（入居者が供給会社と契約）

[別表2 祖師谷国際交流会館単身棟の寮費（入寮許可期間31日以内）]

滞在期間が1日～10日間	15,000円
滞在期間が11日～20日間	30,000円
滞在期間が21日～31日間	45,000円

[別表3 祖師谷国際交流会館単身棟の入退寮月の寮費（入寮許可期間32日以上）]

当該月の21日～末日に入寮 当該月の1日～10日に退寮	15,000円
当該月の11日～20日に入寮・退寮	30,000円
当該月の1日～10日に入寮 当該月の21日～末日に退寮	45,000円

※ただし、春学期一斉入寮（3月末）の3月分寮費は免除、秋学期一斉入寮（9月16～20日頃）の9月分寮費は15,000円とする。